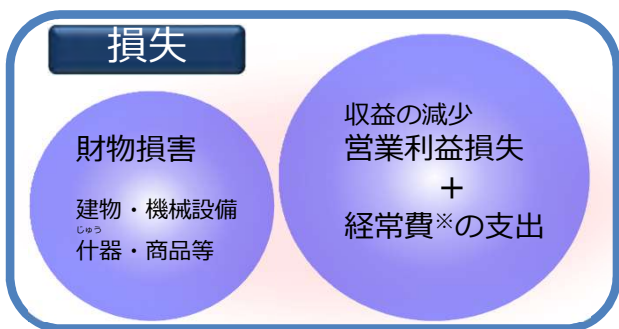


特定感染症の発生や自然災害に起因する休業時の備えは万全ですか？

企業総合補償保険 <休業損失補償条項>のご案内

●ご存知ですか？ 休業損失は実は大きいということを！



※人件費など事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要するすべての費用をいいます。

災害発生！実は営業不能による利益損失の方が大きい！？

事故1件あたりの支払保険金平均額

(損保ジャパンお支払データより 単位：千円)

	平成26年	平成27年	2年平均
物的損害によるもの	695	648	668
休業損失によるもの	3,425	1,320	2,128

利益損失によりお支払いする保険金は、平均すると物的損害の約3倍となります。



●こんな要因で、休業損失はますます大きくなります！

- 風水害などの自然災害で被災すると、周辺一帯が被災するため、代替手段が取りにくい。
- 事業所の全部もしくは重要部門が一箇所に集中している。
- 売上に対して、営業利益、経常費の割合が高い。
- 売上高の季節変動が激しい。

●企業総合補償保険 <休業損失補償条項> について

休業損失補償条項に「食中毒・感染症補償特約」をセットすると、下記①から⑨の自然災害等に加え、特定感染症や食中毒の発生による休業リスクを補償します！

休業損失補償条項の保険金をお支払いする主な事故の種類

① 火災	② 破裂・爆発	③ 落雷	④ 風災・雹災・雪災
⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	⑥ 漏水などによる水濡れ	⑦ 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	⑧ 盗難による盗取・損傷・汚損
⑨ 水災			

<特定感染症>

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型、H7N9型のみ）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）*

※事故時に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が感染症法上で五類感染症に指定されている場合は、補償対象外となります。

特定感染症等に関する補償内容の詳細および保険料例はチラシ裏面をご覧ください！

(1) 感染症に関する補償の概要

① 休業損失に対する保険金のお支払い

以下のいずれかの事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、**1事故あたり14日間まで**、かつ、**500万円**（注1）を限度に保険金をお支払いします。（注2）（注3）

- 営業施設が下表の感染症の原因となる病原体に汚染されたこと
- 上記の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置の指示、命令等

保険金のお支払い対象となる感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型、H7N9型のみ）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）*

※事故時に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が感染症法上で五類感染症に指定されている場合は、補償対象外となります。

② 消毒・検査・予防費用に対する感染症対策費用保険金のお支払い

施設で**上表の感染症が発生した場合**（注3）において、事故が発生した日から起算して30日以内に生じた消毒・検査・予防費用について、**1事故あたり100万円を限度に感染症対策費用保険金をお支払いします。**（注4）

③ 消毒・検査・予防費用に対する保険金20万円の先払い

指定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいいます。）が発生した場合、保健所等から営業施設の消毒、隔離、その他の処置の指示・命令等がなされたときに、その処置に要した費用やその処置に伴い営業が阻害されたことによる損失に対して、**保険金20万円を先払いします。**（注5）

（注1）食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）の場合は、支払限度額は500万円または主契約の利益補償の支払限度額のいずれか低い額となります。

（注2）食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項）の場合は、休業2日目以降が補償の対象となります。

食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）の場合は、復旧期間から事故の発生した日を含む最初の24時間を控除した残りの期間が補償の対象となります。

（注3）感染の疑いがある場合は保健所等が営業施設の消毒、隔離、その他の処置の指示・命令等を行った場合にお支払いとなります。

（注4）あらかじめ当会社の同意を得て支出したものにすぎません。

（注5）保険期間（保険期間が1年超の場合は、契約年度）を通じて、1敷地内ごとまたは1事業所ごとに1回のみのお支払いとなります。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業は補償の対象外です。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
- 保険始期日の翌日から起算して14日以内に発生した感染症による事故は補償の対象外です。ただし、感染症による損失を補償する特約をセットした契約の継続契約である場合を除きます。
- 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為は補償の対象外です。

(3) ご契約保険料の例

- ・東京都に所在する介護老人保健施設（鉄筋コンクリート造・延床面積：1,000㎡）
- ・保険金額：日額50万円、約定復旧期間：6ヶ月、食中毒・感染症補償特約セット

年間保険料：80,250円

<企業総合補償保険・休業損失補償条項 資料請求書 兼 見積依頼書>

株式会社全老健共済会 行

FAX：03-5425-6901

法人名		ご担当者名	
		連絡先	
		-	
事業所建物	名称		
	住所	〒 -	
	建物情報	【構造】 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造（耐火建築物）* <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他（ ） 【延床面積】 m ² ※建築確認済証等のご提出をお願いいたします。	
希望する保険金額（日額）*と約定復旧期間（補償期間） ※1日あたりの粗利益		保険金額 _____ 万円（200万円以内で設定します） 約定復旧期間 <input type="checkbox"/> 1か月 <input type="checkbox"/> 3か月 <input type="checkbox"/> 6か月 <input type="checkbox"/> 12か月	

・企業総合補償保険は、企業総合補償保険普通保険約款でお引き受けする火災保険の商品名です。

・ご記入いただいた事項は保険商品や保険に関する各種ご案内に利用させていただきます。なお、ご案内を作成するために必要な範囲内でご記入いただいた事項を損害保険代理店委託契約を締結している損害保険ジャパン株式会社にご提供することにご同意のうえ、ご記入ください。

・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆取扱代理店

株式会社全老健共済会

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15黒龍芝公園ビル6階

電話：03-5425-6900 FAX：03-5425-6901 営業時間：9：00～17：45（年末年始土日祝日を除く）

◆引受保険会社<損害保険ジャパン株式会社>

SJ23-12635 2024年1月5日作成